

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
沖縄県石垣市	1	■ハイブリッド資源循環 〔上下中水循環型水インフラの地域一体整備の実現〕	<ul style="list-style-type: none"> ■上中下水道の一体経営：上中下水道の一体整備・運営に加え、資源循環・創エネルギーの収益化による効率経営 ■バイオマス（下水汚泥、生ごみ等）のメタン発酵による発電・発熱：再生可能エネルギーである電力、熱源を域内で活用 ■水資源循環利用：海域に放流されている下水処理水を中水として域内で循環利用 	<ul style="list-style-type: none"> ■上中下水道一体整備・管理による効率経営：建設費及び維持管理費の10%削減 ■バイオマスによる創エネルギー：FITによる電力販売収入により1200万円/年、熱源販売収入により200万円/年 ■下水処理水の循環利用：下水処理水を中水として域内での販売収入により1.36億円/年 ■中水利用、バイオマス発電によるCO2削減：年間590t-CO2の削減量 	<ul style="list-style-type: none"> ■下水道事業：下水道法＞国土交通省＞事業主体として民間事業者が認められていない。上中下水道の一体経営ができない。 ■上中下水道の効率経営：廃棄物の処理及び清掃に関する法律＞環境省＞下水処理場より発生する汚泥の産業廃棄物指定。廃棄物処理費用の負担増が効率経営に影響 	<ul style="list-style-type: none"> ■下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）：第3条 ■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）：第2条第1項、同条第4項第1号 	<ul style="list-style-type: none"> ■公共下水道の設置等が市町村に限定されており、一体経営のための事業主体の民間企業への開放をお願いしたい。 ■下水汚泥は産業廃棄物とされているが、本プロジェクトにおける下水には工場排水等が流入しており、有害な産業廃棄物ではない。このため、産業廃棄物の指定解除をお願いしたい。 	環境省	<p>事業活動（公共事業を含む）に伴って生じた汚泥は産業廃棄物に当たらない（廃掃法政令第2条第12号ロ）、生活環境保全上の支障が生じることの無いよう適切に処理しなければならない。また、工場排水等が流入しているが、有害かどうかで産業廃棄物の該当性判断を行うことは不適切である。</p>	<p>「環境汚染源として問題とされる物質」の具体的に意味するところが明らかなでないが、下水汚泥等は悪臭の発生や飛散流出が起きやすい性状であるため、廃棄物処理法の各基準の下、適正に管理すべきと考える。</p> <p>また、「事業活動に伴って排出され、量的又は質的に環境汚染源として問題とされるもの（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行について昭和46年10月16日厚生省環784号）とあるように、「質」のみならず「量」的な観点から、国民の日常生活の中から排出されるものを中心とする一般廃棄物とは区分して、一般廃棄物とは異なる産業廃棄物の処理体系で処理することを原則としている。</p> <p>なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の運用に伴う留意事項について（公布日：昭和46年10月25日環整45号）」第1の5において「下水道法に規定する下水道から除去した汚濁は、産業廃棄物として取り扱うものである」としていること、扱った排水の種類に関らず、下水汚泥は事業活動に伴って生じた産業廃棄物となる。</p>	環境省	<p>○ 下水道法に基づく公共下水道は、都市の健全な発達・公衆衛生の向上や公共用水域の水質の保全に資することを目的として整備されるものであり、その設置や統廃合については、一般的に、人口推計、地形的・地形的特性、都市計画等の関連計画との整合性等を総合的に勘案し、その必要性を判断するとともに、公衆衛生、都市機能の確保、浸水防止や公共用水域の水質保全等の観点から、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地利用の状況並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること ・予定処理区域が排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応していること ・公共下水道の配置及び工事の時期が都市計画又は都市計画事業に適合していること 等、極めて公共的、専門的かつ技術的な観点により、公共下水道や排水施設の配置、構造や能力等を定める事業計画に基づき行う必要があるものであること <p>から、公共主体である市町村等の地方公共団体が行うこととされています。</p> <p>○ この点、ご提案の趣旨が定かではありませんが、ご提案主体が、ご意見にある本サービスでは・・・近隣エリアの要望によりサービス範囲の拡充の可能性があり、そのための施設の新設や統廃合が見込まれるとの背景により、下水道の設置を民間が行うべきとされているのであれば、前述のとおり、下水道法に基づく公共下水道の設置や統廃合は、単に「近隣エリアの要望によるサービス範囲拡充」等の経営的観点のみを趣旨として行うものではなく、公衆衛生、都市機能の確保、浸水防止や公共用水域の水質保全等の観点から、地域における降水量、人口や環境要因や処理場の配置・能力等を勘案して極めて公共的、専門的かつ技術的な観点により検討・策定された事業計画に基づき行うものであり、下水道法の趣旨に鑑みれば、他事業との手続が複雑化するとのみを理由に同法に基づく下水道の設置を民間事業者が行うことは適切ではないと考えます。（※ 前回回答のとおり、公共下水道ではない下水道施設の設置について、民間事業者が主体となることは、特段の下水道法上の規制はなく、可能です。）</p> <p>○ なお、前回回答のとおり、下水道法では、都市の健全な発達、公衆衛生の向上や公共用水域の水質の保全という法の目的を達成するためには、各家庭や工場等の民間からの下水を確実に公共下水道に流入させることが必要不可欠であるとの観点から、公物法として極めて特異な「民間に対する利用の強制」を位置づけており、具体的には、公共下水道設置・供用開始区域内の住民等に対し、排水設備の設置義務や水質規制等の規制を課すとともに、当該規制の実効性を担保するため、立入検査等の公権力の行使も必要とするという特性を有しています。この点、公共下水道の設置判断・設置と、設置に伴い住民等に対して発生する規制については、同一の者が一貫して責を負うべきものであるという観点からも、公共下水道の設置は市町村等の地方公共団体が行うべきであり、民間事業者が行うことは適切ではないと考えます。</p>
沖縄県石垣市	2	<ul style="list-style-type: none"> ■道路空間の新インフラ『ホーク・アイ ポイント』によるエリアの安心・安全・見守り基地 ※ホーク・アイ（鷹の目） 	<ul style="list-style-type: none"> ■街路灯に照明以外に下記機能を搭載し各サービスを展開 ・5Gアンテナ：5G環境の整備、アンテナ設置料の収入 ・デジタルサイネージ：通常時は民間広告による収益化、非常時は避難所への誘導等 ・AIカメラ：防犯用、人流データ取得・解析 ・EV充電器：停車中のEV充電 	<ul style="list-style-type: none"> ■公共空間である道路上での防犯・防災機能の向上、EV利用の利便性向上。 ■ポール設置後も広告収入、基地局設置料やEV充電で維持運営コストを賄うイベント時などは光と映像でまち全体を演出し賑わいを創出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■街灯に照明器具以外の設置は基本不可。 ■屋外での民間広告物は基本不可。 ■EV充電スペース内燃機関車が駐車する事により充電の妨げになる恐れがあるが規制する法律がない。 	<ul style="list-style-type: none"> （※道路法（昭和二十七年法律第八十号）） 第三章 道路の占用 第三十二条 道路の占用の許可 一項 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 （※屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）） 第二章 広告物等の制限 第三条 広告物の表示等の禁止 四項 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために貴津陽があるものとして当該都道府県が指定するもの （※道路交通法（昭和三十五年法律第五号）） 第九節 停車及び駐車 第四十五条 駐車を禁止する場所 	<ul style="list-style-type: none"> ■設置機器を拡大へ緩和。 ■災害時は防災表示に切替わる機能搭載を条件に民間広告を許可へ緩和。 ■EV充電を円滑に実施するためEV充電スペースへの内燃機関車の駐車を禁止する条文を新設。 	国土交通省	<p>提案内容にあるような機能を有する物件を道路管理者以外の方が街灯に設置することは、現行制度上可能であり緩和すべき規制は存在しない。</p> <p>屋外広告物法第3条第1項第4号では、都道府県が、条例で定めるところにより、道路又は道路に隣接する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するものについて、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる旨を定めており、道路又は道路に隣接する地域でのデジタルサイネージの表示については、都道府県が地域の実状を踏まえながら個別に判断するものと考えます。</p>	<p>現状においても、道路上の電気自動車充電施設については、その設置条件、構造等を勘案し、当該施設における駐車が道路交通の安全と円滑に支障を生じさせないよう、駐車を可能とする対象について、「充電のための電気自動車」等と限定した交通規制を実施することが可能です。</p> <p>以上の回答に関し、御提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、電気自動車充電施設の構造等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。</p>	警察庁	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
沖縄県石垣市	3	■地域マイクログリッドの実践 〔エネルギーマネジメント＋再生エネルギーによる発電事業＋送配電事業＋小売電気事業〕	■太陽光発電＋蓄電池＋V2Xiによる災害時3日分以上の電力供給可能な自立グリッドの構築。 ■シテ全体の一括受電による省エネ、脱炭素、光熱費削減を実現。 ■太陽光発電とEV車の充電電をシテ全体でコントロールし、再生エネを最大限活用。 ■データ活用により省エネ、BCPの効果を最大化。	■カーボンニュートラルに向けた再生可能エネルギー活用の最大化、災害時のBCP電源確保の両立と光熱費の削減によるエネルギーコストの極小化。 ■データ活用によるエネルギー利用効率向上による経済的効果と、災害時のBCP対策の最大化。	■発電事業と送配電事業・小売事業の兼業規制。 ■特定供給における安定電源50%の規制。	■電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）：第22条の2第1項及び第2項 ■電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）：第3条の4第1項第2号	■シテ全体を一括受電し、発電事業・送配電事業・小売電気事業をエリア内に限り、本エネ事業者の兼業を認めてほしい。 ■発電事業者の許可取得の為、最大消費電力の50%発電能力の下限値の低減、発電能力にシテに分散設置された太陽光と蓄電池の加算を認めてほしい。	経済産業省	・令和2年6月に電気事業法を改正し、新たに配電事業を位置づけました（令和4年4月1日施行）。配電事業者の兼業規制の適用除外基準として、「配電事業者及び配電事業者のグループ会社たる配電事業者の配電事業に係る供給区域における需要家軒数の合計が、5万軒を超えないことを原則とする。」こと等を法令で整備しました。なお、本制度においては、供給区域内の最大消費電力の50%以上の発電能力を確保しなければならないなどの制約はありません。 〔参考：持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめP37〕 https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/t62022100902.pdf	経済産業省 回答いただきました。令和2年6月の電気事業法改正の内容について理解いたしました。本提案では運用上の緩和処置として、石垣島スーパーシティ内の電気工作物の保安をICT技術・データ基盤を活用した効率的かつ効果的に実施するため、シテ内に設置される複数組織（病院、ホテル等）の電気工作物の主任技術者（電気事業法第四十三条）をエネルギーセンターを管理する組織にまとめて配置すること、及び保安規程（同四十二条）も1本にまとめることを検討しています。これにより離島の主任技術者不足の問題を解決することができると考えています。	電気事業法は、公共安全を確保することを目的として、自家用電気工作物設置者に対し、設備ごとに保安規程の制定及び主任技術者の選任することを義務付けております。 自家用電気工作物の設置者が同一の場合には、保安管理に関する指揮命令系統の構築が可能であるため、統括制度や兼任制度を利用することで一本にまとめることが可能です。なお、保安管理の責任主体や指揮命令系統が異なる場合（例えば、病院やホテル等の設置者が異なる場合）には、設置者単位で保安管理の責任者を配置する必要があります。	
沖縄県石垣市	4	■先進的モビリティ技術を基にした未来都市（水、陸、空の移動が可能な電動モビリティ）	■水陸空の移動が可能な電動モビリティ「Electric Mobility」の導入。 ■災害時に水に浮き、水面移動が可能な4人乗り電気自動車「FOMM ONE」の導入。 ■バッテリー交換式EV給電スタンドによる再生可能エネルギーの活用とオンデマンド型自動配車カーシェアリングサービスの導入。	■医療分野における救急対応の強化。 ■小口配送における物流円滑化。 ■観光事業における収益増加。 ■非常用電源(蓄電池)購入費用の削減。 ■災害時における防災対策強化と小型バッテリーによるライフラインの確保。	■陸路:車両登録(道路運送車両法) ■水路:船舶登録(船舶法) ■空路:航空機登録(航空法) 特定の地域における包括的な法整備と手続きの簡素化もしくは一元化が必要。	【登録について】 ■道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）：第7条 ■船舶法（明治三十二年法律第四十六号）：第4条、第5条及び第5条の2 ■航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第3条乃至第9条 その他、運行について ■道路交通法 ■海上交通安全法 ■船舶安全法 ■港用法 ■海上衝突予防法 ■空港法 等の関係法令が存在。	■水陸空の運行が可能なモビリティについての包括的な法整備および手続きの簡素化もしくは一元管理化(特例的措置を含む)を検討してほしい。	国土交通省	【自動車登録、船舶法について】 提案の具体的な内容が明らかでないため、明確化を要する。 【航空法について】 現状そのような機体が存在すると認識しておりませんが、今後そのような機体が出てきた場合は個別にご相談下さい。 なお、ドローンにおける登録については昨年度の法改正が来年度施行されることとなります。 現在、添付資料の様な水陸空モビリティを企画しています。また、この機体はドローンではなく、事業用操縦士免許を所持した者が機長となり運行します。	国土交通省 【航空法について】 添付の写真拝見いたしました。実際の運用にあたっては個別にご相談下さい。 【船舶安全法、小型船舶登録法について】 法整備によらずとも、一元化は可能と考えますので、実際の運用にあたっては個別にご相談ください。 【道路運送車両法について】 実際の運用にあたっては個別にご相談下さい。		
沖縄県石垣市	7	■健康スマートタウン～データ共有・利活用による健康都市創造～	■生活データ活用による健康促進、サービス提供、研究機会の創出。 ■健康トイ活用(手段)により日々の体調データを取得 ■体調データはプラットフォーム(クラウド)に自動蓄積～改善分析(規制緩和ご提案) ■個人別体調改善アドバイス、服薬指導等などオンラインにてドクターが行う(規制緩和ご提案)	■各種データ管理からの生活改善プログラム提供により、未病を促進し、医療費・介護費を削減する。 ■健康寿命延伸を実現する未来都市の実現。	■健康データの取扱い、またはデータ収集から将来の未病提案事業に関して、個人を特定できるデータを第三者が取り扱う可能性があり、個人情報の保護に関する法律への抵触が今後発生する ■オンラインでの服薬指導医療等を実施するに当たり、既存法では対面を前提としている。	(※個人情報保護法（平成十五年法律第五十七号）） 個人情報保護に関する法律 第四章 個人情報取扱事業者の義務等 第一節 個人情報取扱事業者の義務 第二十三条 第三者提供の制限 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号） 第九条の三第一項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十五条の十三第二項	◇各種生活データ活用を根拠に生活改善プログラムの一部がオンライン診療（モバイルクリニック対応含む）、服薬指導に至る想定。 未病促進のため、服薬指導など初診対面規制のため時限立法から恒久法としての規制緩和を提案する。	厚生労働省 個人情報保護委員会	薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年要を自衛隊医療品医療機器等法に基づくルールの見直し検討を行うこととしております。 当該要望は、初診対面規制に係る規制緩和を時限立法での対応から恒久法化するものである。「規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容」に個人情報保護法に関する記載はなく、また、記載のある規制緩和要望についても提案趣旨が不明であるため回答は難しい。	厚生労働省 個人情報保護委員会 薬局におけるオンライン服薬指導について、スーパーシティにおける初診対面規制に関する先行緩和措置許可要望が本ご提案での主旨となります。 健康寿命延伸を実現する未来都市を達成するため、住居する一人一人の個人データを健康トイで取得したうえで、当該個人の同意の下、提携医療機関へ第三者提供します。また、当該提携医療機関は、当該個人データについて、オプトアウトの下で、必要となる関連医療機関へ第三者提供することを予定しています。ごにあり、住民の中に、上記関連医療機関への第三者提供に際し、その個人データ提供の停止を要望される方が発生し、第三者提供の停止を余儀なくされた場合、住人全員の個人データが取得できず、街全体での未病都市確立が困難となるため、第三者提供の停止の措置を採る必要として個人データの取得、活用を行えるよう提案致します。	厚生労働省 個人情報保護委員会 薬局におけるオンライン服薬指導については、規制改革推進会議医療・介護WG（令和3年9月10日開催）でお示ししたとおり、初回でも薬剤師の判断により実施を可能とする方向で、検討しており、本年秋頃に薬機法に基づくルールの見直し案についてのパブリックコメントを実施した上で、関連する施行規則の公布、通知の改正を行う予定です。 ・健康トイで取得した情報を取得する段階で、本人の同意を得た上で、提供医療機関へ第三者提供を行うという点承知しました。 その上で、提供医療機関→関連医療機関への第三者提供について、提案の内容だけでは趣旨が明確でないため、以下の2つの場合に分けて回答いたします。 A.本人の同意に基づく第三者提供の場合 本人から、保有個人データの利用の停止の請求を受け、法第30条の要件に該当する場合には、利用停止を行わなければなりません。 ※ 詳細は下記ガイドライン参照 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/2009_guidelines_tsusoku/#a3-5-4 なお、令和4年4月に施行予定の改正個人情報保護法では、法第30条5項の要件を満たす次の1～3までのいずれかに該当する場合には、保有個人データの利用の第三者提供の停止を行わなければならないものと、留意が必要です。 （1）当該本人が識別される保有個人データ個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合 （2）当該本人が識別される保有個人データに係る法第22条の2第1項本文に規定する事象が発生した場合 （3）当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合 参考： https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210802_guidelines01.pdf B. オプトアウト手続きによる第三者提供（個人情報23条2項に規定するオプトアウト届出制度に基づく第三者提供）の場合 （1）要配慮個人情報を含まない場合 関連医療機関への第三者提供に際し、その個人データの提供の停止を要望される方に対しては、第三者提供の停止に応じることが必要になります（個人情報23条2項4号）。 個人データを第三者に提供するには、本人の同意を得ることが原則であるところ、オプトアウト手続きによる第三者提供が認められているのは、事後的にも本人の意思を反映できる機会を設けるとして最小限の手続きをとることを条件としているためです。 その中でも、個人データの提供を停止する手続きは、個人データの第三者への提供の制限を緩和するための必要不可欠な前提となる手続きであり、必要不可欠な規定です。 （2）要配慮個人情報を含む場合 要配慮個人情報を含む場合にオプトアウト手続きは利用できません（個人情報23条2項括弧書き）。 要配慮個人情報においては、第17条第2項により取得の際に原則として本人同意を得ることを義務付けられている趣旨（本人の意思しないところで要配慮個人情報取得され、本人が差別的な取扱いを受けると防止しようとするもの）に鑑みて、オプトアウトによる第三者提供はできないとされており、必要不可欠な規定です。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
沖縄県石垣市	8	健康チェック住空間～データ共有・活用による健康レジデンス空間創造	<ul style="list-style-type: none"> 健康トイレ活用(手段)により、日々の体調データを取得 体調データはプラットフォーム(クラウド)に自動蓄積～改善分析(規制緩和ご提案) オンライン医療(ドクター)と繋がり、住空間側は健康テレビで日々の健康診断と健康、服薬指導を受けられる(規制緩和ご提案) オンライン医療の応用として車両を用いた移動式クリニックの活用を行う。オンラインドクターからの服薬指導及び看護師等により疾病時の迅速目適切な措置を実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種データ管理からの生活改善プログラム提供により、未病を促進し、医療費・介護費を削減する。 未病住空間として(5000人規模の健康創造都市)未来都市の実現 移動式クリニック活用による病院施設と公共交通機関混雑の解消住空間においての身近な医療実現 	<ul style="list-style-type: none"> 健康データの取扱い、またはデータ収集から得られた未病提案事業に関して、個人を特定できるデータを第三者が取り扱う可能性があり、個人情報の保護に関する法律への抵触が今後発生する オンラインでの医療等を実施するに当たり、既存法では対面を前提としている。 	<p>(※個人情報保護法(平成十五年法律第五十七号)) 個人情報の保護に関する法律 第四章 個人情報取扱事業者の義務等 第一節 個人情報取扱事業者の義務 第二十三条 第三者提供の制限</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第九条の三第一項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第十五条の十三第二項</p>	<p>○オンライン診療(モバイルクリニック対応含む)、服薬指導、提案 オンライン服薬指導と非対面薬剤交付までデータプラットフォーム連携を活用。未来型医療のため、服薬指導など初診対面規制のため時限立法から恒久法としての規制緩和を提案する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)や「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、2021(令和3)年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととしております。</p>	<p>薬局におけるオンライン服薬指導について、スーパーシティにおける初診対面規制に関わる先行緩和措置要望が本ご提案での主旨となります。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>健康寿命延伸を実現する未来都市を達成するため、住居する一人一人の個人データを健康トイレで取得したうえで、当該個人の同意の下、提携医療機関へ第三者提供します。また、当該提携医療機関は、当該個人データについて、アウトアット手続の下で、必要となる関連医療機関へ第三者提供することを予定しています。これに当たり、住民の中に、上記関連医療機関への第三者提供に際し、その個人データ提供の停止を要望される方が発生し、第三者提供の停止を余儀なくされた場合、住人全員の個人データが取得できず、街全体での未病都市確立が困難となるため、第三者提供の停止の措置を採る必要なくして個人データの取得、活用を行えるよう提案致します。</p>	<p>個人情報保護委員会</p> <p>当該要望は、初診対面規制に係る規制緩和を時限立法での対応から恒久法化するものである。「規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容」に個人情報保護法に関する記載はなく、また、記載のある規制緩和要望についても提案趣旨が不明であるため回答は難しい。</p>	<p>個人情報保護委員会</p> <p>健康トイレで取得した情報を取得する段階で、本人の同意を得た上で、提供医療機関へ第三者提供を行うという点承知しました。その上で、提供医療機関→関連医療機関への第三者提供について、提案の内容だけでは趣旨が明確でないため、以下の2つの場合に分けて回答いたします。</p> <p>A.本人の同意に基づく第三者提供の場合 本人から、保有個人データの利用の停止の請求を受け、法第30条の要件に該当する場合には、利用停止を行わなければならない。 ※ 詳細は下記ガイドライン参照</p> <p>https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/2009_guidelines_tsuoku/#a3-5-4 なお、令和4年4月に施行予定の改正個人情報保護法では、法第30条5項の要件を満たす次の1～3までのいずれかに該当する場合には、保有個人データの利用の第三者提供の停止を行わなければならないと規定されています。</p> <p>(1) 当該本人が識別される保有個人データを個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合 (2) 当該本人が識別される保有個人データに係る法第22条の2第1項本文に規定する事態が生じた場合 (3) 当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合</p> <p>参考： https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210802_guidelines01.pdf</p> <p>B. オプトアウト手続による第三者提供(個人情報法23条2項に規定するオプトアウト届出制度に基づく第三者提供)の場合 (1) 要配慮個人情報を含まない場合 関連医療機関への第三者提供に際し、その個人データ提供の停止を要望される方に対しては、第三者提供の停止に抵触することが必要になります(個人情報法23条2項4号)。 個人データを第三者に提供するには、本人の同意を得ることが原則であるところ、オプトアウト手続による第三者提供が認められているのは、事後的にでも本人の意思を反映できる機会を設けるという最小限度の手続きをとることを条件としているためです。 その中でも、個人データの提供を停止する手続は、個人データの第三者への提供の制限を緩和するための必要不可欠な前提となる手続きであり、必要不可欠な規定です。 (2) 要配慮個人情報を含む場合 要配慮個人情報を含む場合にオプトアウト手続は利用できません(個人情報法23条2項括弧書き)。 要配慮個人情報においては、第17条第2項により取得の際に原則として本人同意を得ることを義務付けられている趣旨(本人の意思しないところで要配慮個人情報取得され、本人が差別的な取扱いを受けることを防止しようとするもの)に鑑みて、オプトアウトによる第三者提供はできないとするものであり、必要不可欠な規定です。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
沖縄県石垣市	10	■「石垣島・日本最先端ビジネス技能訓練校（仮称）」の新設による海外人材の就労支援（多様な人材の活躍推進）	■スーパーシティの運用、発展に必要な人材の確保 ■日本語・英語・専門スキルの就業技能と日本の規律・礼節・道徳・文化を習得 ■石垣島を特区と見做した大胆な改革	■地域内の消費向上 ■地域内の税収向上 ■国際化	■職種制限 ⇒職種が決められており、必要に応じて柔軟に対応することが難しい ■在留年数の制限 ⇒3年ないし5年の制限 ■家族帯同 ⇒現状は不可であり、優秀な人材でも帰国してしまう	■外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）及びその下位法令等 ■出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）及びその下位法令等	■同地域の作業に従事かつ地域内在住の場合 ・職種制限の撤廃もしくは緩和 ⇒必要に応じた作業が可能になる。・在留年数の撤廃 ⇒優秀な人材確保可能・家族帯同許可。 ⇒優秀な人材確保、定住が可能になる。	法務省	○ 特定技能 1 号外国人における家族の帯同については、特定技能 1 号外国人が在留期間を満了 5 年として帰国を前提とした在留資格であり、在留期間に上限のある他の在留資格（技能実習等）と同様にその家族に対して在留資格「家族滞在」を付与しないこととしています。また、特定技能 1 号外国人の方に対しては、我が国で安定的に在留活動を行うことができるようにするため、その生活環境を確保するための各種支援を行う必要があるところ、このような外国人の家族を併せて受け入れることとした場合、その家族に対する支援も行う必要があり、その点については、幅広い観点から国民的なコンセンサスを得る必要があるため、現時点で、家族帯同を認めることは困難です。 一方で、「特定技能 2 号」に在留資格変更した場合、一定の要件の下で家族帯同が認められます。 ○ 特定技能 1 号外国人の在留期間は、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号）で定める在留期間の上限が 5 年であること、技能実習等の制度で認められている在留期間の上限を参考とするなどして、5 年としたものであるところ、御指摘の内容について具体的に検討を行っている状況にありません。 一方で、「特定技能 2 号」に在留資格変更することにより、5 年を超えて在留していたことが可能です。 ○ 特定技能外国人の受入れは、技能実習の対象職種に限らず、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（現時点で 14 分野：介護業、ビルクリーニング業、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設業、造船・舶用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業）において行われます。 特定技能の分野追加に当たっては、分野を所管する行政機関において、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを具体的に示し、法務省等の制度関係機関において検討を行うこととなります。分野を所管する行政機関から申入れがあれば、関係機関と協議し、十分な検討を行ってまいります。 ○ 法令上、（1号）特定技能外国人は、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められますが、同一産業分野内であっても、必要とされる技能が異なる業務が複数存在し得る分野があります。そのような場合、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）においては、分野内に更に「業務区分」という区分けを設け、必要とされる技能の範囲を画するとともに、当該業務区分に対応する試験等により必要な技能水準を確認することとしています。 このような理由から、業務区分を超えて一律に自由に業務に従事することができるようにすることは困難ですが、他の業務区分に係る試験等に合格した場合には、当該業務区分に係る業務に従事することは可能です。	一定の活動可能な（一定期間日本在留）人材、受入外国人労働者教育施設（日本語や生活習慣等）整備、スーパーシティ内限定在住と家族帯同可能とします。在留資格 5 年の更なる延長は、開発後の運用段階（宿泊や介護、農業等）、インセンティブ（家族帯同・在留期間緩和）付与により良い人材を確保。特定技能の新たな産業分野は追加せず。開発後の主な就労は介護・宿泊・農業分野等。業務区分を超え作業は、特に建設分野は様々な業務区分（簡易～一定技術）があり、これらに従事すべく技能実習は S C 都市機構が技能試験を実施し高水準を保ち多様な就労を実現。開発後建設業以外の就労は各分野の特定技能試験合格後移行とします。	法務省	○ 特定技能制度は、政府基本方針において、「人手不足が深刻であり、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを有効求人倍率、雇用動向調査その他の公的統計又は業界団体を通じた所属企業への調査等の客観的な指標等により具体的に示す」とこととされています。ここに客観的な指標については、我が国全体の人手不足状況を示す指標であり、当該指標をもって人手不足とされた特定産業分野は、全国一律で人手が不足していると評価されています。 ○ これを前提として、全国一律の政策として特定産業分野において外国人人材の受入れを行っていることから、特定の地域のみで特別な取扱いをすることは制度の趣旨に鑑み困難です。 ○ また、特定技能 1 号は、相当程度の知識又は経験を必要とする技能が求められるところ、これら技能についても、上述した制度の趣旨に鑑み、全国統一の試験によって一律に確認できることが保証されることが前提です。よって、特定の地域のみで実施される試験をもって技能水準を確認することは制度上想定されておりません。
沖縄県石垣市	11	■炭素繊維を使った道路床版の実証実験【現状(PC鋼線)→未来都市(PC炭素繊維)】	■国土強靱化の早期実現を促進する為、地球温暖化による異常気象で持たされる今までに経験のない豪雨災害から港湾や河川敷の防潮堤や堤防などの防災基礎整備の強靱化、長寿命化、迅速な工事を実現する新しい工法の普及を目指す。 ①塩害対策・防錆・軽量化・工期短縮を実現する CFRP 床版 ② CFRP 床版普及の為の実証実験 ③ 共同溝による無柱化	■約 20 年前より港湾施設の防潮堤の塩害対策試験が国土交通省で実施されていた。しかし工事コスト等の問題から今だその普及が実現していない現状である。 ただ地球温暖化による未曾有の水害から国民を守る為、早期の国土強靱化を実施し、約半世紀前の都市インフラ・防災施設再整備の実行が望まれている。 ■炭素繊維コンクリート工法はその一助となると思われる。 その普及の障害である工事コストの廉価を目指す為、汎用性ある工法やディテールの研究の実証実験を行う。	■「道路構造令」等土木設計基準には鋼線を使ったプレキャストコンクリート工法の仕様規定は存在するも、炭素繊維を使った炭素繊維コンクリート(CFRP)工法の仕様規定ははまだ認められていない。 本法令整備と新工法への柔軟な規制緩和により、本工法の普及を後押しし、工事コストの廉価により、汎用性が高まると思われる。	■道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第 23 条 ■車道及び側溝の舗装の構造の基準に関する省令（平成十三年国土交通省令第三百号） ■舗装の構造に関する技術基準について（平成 13 年 6 月 29 日国土交通省都市・地域整備局長・道路局長通知）等の土木設計基準	■「道路構造令」等土木設計基準と炭素繊維を使った炭素繊維コンクリート(CFRP)工法の仕様規定との調整。	国土交通省	道路分野では、橋梁の床版などに活用可能な新材料の導入に必要な技術基準類の整備を迅速化するため、令和 2 年 4 月に新技術導入促進方針及び新技術導入促進計画を策定しました。本計画において、高強度繊維補強コンクリートを用いた床版技術について、求める性能、性能を確認する方法等の技術基準の検討を進めているところです。	本提案は、スーパーシティ内に限定した提案であること、外国人雇用については、スーパーシティ開発・運用にあり、石垣市（沖縄県）内で確保できない部分に対応するものであることから、労働市場に与える影響は軽微であると考えます。また、雇用管理については S C 都市機構内で外国人雇用の際、労使間の調整・管理する組織を作る予定であり、適切に管理できると考えており在留資格及び技能試験等の緩和をお願いしたいと考えております。	厚生労働省	本事業に係る制度設計の詳細が必ずしも明らかではない部分があるため、厚生労働省としては、本事業による外国人の受入れが労働市場に与える影響や本事業により受け入れる外国人の適切な雇用管理の実現について、より詳細な制度設計等を踏まえたうえで精査していく必要があると考えている。
沖縄県石垣市	13	■農業・流通の 6 次産業化（農水産物の海外輸出を促進）	■一般企業による農地取得条件の緩和。 ■農業関連の作業に完全無人の耕作機械、収穫ロボットを活用。 ■植物工場など新しい農業のあり方を農地取得と同様の対応へ。	■大規模農業の実現 ■大企業の農業への参入促進 ■農業就労人口拡大による増収効果 ■地域内の雇用促進 ■農業就労人口減少の補完 ■植物工場など新しい農業のあり方を農地取得と同様の対応へ ■農業生産性の向上 ■企業による新規参入の促進	■完全無人の自動運転を実現するにはレベル 4 以上が必要であり、現時点では様々な制約から無人機械（ロボット）の活用は難しい。 ■農地を所有するには、農地所有資格法人であることが要件であり、特に農業以外の事業が 1/2 以下でなければならぬため、一般企業が新規参入するにはハードルが高い。	■自動運転に関連する各種法令等（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）・道路交通法（昭和三十三年法律第五号）等） （※農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号））	■本地域内限定でのレベル 4 以上の水準の対応を可能へ。 （実証実験も含む） （※農地所有資格法人の要件緩和については既存の国家戦略特区における規制の特例措置の活用を想定）	警察庁	現行法上、運転者席に緊急時の必要な操作を行う者がいるなど「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン（平成 28 年 5 月）」に準拠すれば、特段の許可や届出なしに公道実証実験が可能です。 また、遠隔型自動運転システムの公道実証実験についても道路使用許可を受けて実施可能であり、運転者が乗車しない形での実施も可能です。 さらに、農道での実証実験の場合には、農道管理者が「一般交通の用に供しないと判断した場合には、当該農道は道路交通法の適用を受けないため、この場合、農道管理者が行う車両の通行の禁止又は制限等の措置の下、無人の農業用ロボットの公道実証実験について自由な形で実施することが可能です。 なお、現在、2022 年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスが実現される可能性があることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところです。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、実施されたい走行の形態を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
								国土交通省	道路運送車両法では、すでに自動運転レベル 4 に対応している。具体的には、道路運送車両法第 41 条の通り、システムが、運転者に代わって「予測」「判断」「操作」を行う、レベル 3・4 の自動運行装置を保安基準の対象装置に追加しており、道路運送車両の保安基準第 48 条において、当該装置の保安基準を規定している。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
沖縄県石垣市	15	■環境美化都市の実現に向けた規制緩和	<p>■『遊園計画や防災訓練などのソフト面でのソリューション』や『ICTを活用した安全システムの構築』による耐火上の制限の規制緩和を受け、木の肌を体感できる大規模木造建築の実現と検証。</p> <p>■グローバルな気候変動や生態系の変化などのリスクに対し、過酷な環境下での木造建築の可能性を検証。</p> <p>■木造建物の高耐久化や適切な維持管理などの定期的なモニタリングを通じ、新たな『亜熱帯型木造建築モデル』の開発。</p>	<p>■木造建築エリアの拡大（亜熱帯地方）による木材利用促進。</p> <p>■3,000㎡を超える大型木造建築の拡大による木材利用促進。</p> <p>■木の効能のエビデンス取得。</p> <p>■木材利用推進による低炭素社会の実現。</p> <p>■木材利用推進による森林資源の循環、国土保全、水源の寛容。</p>	<p>■国土交通省：建築基準法</p> <p>■建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）より抜粋 ※平成30年9月25日から令和2年4月1日と段階的に施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造建築物等である特殊建築物の外壁等に関する規制の廃止（第24条関係） ・木造建築物等の耐火性能に係る制限の合理化（第21条第1項関係） ・大規模建築物の区画に関する規制の合理化（第26条及び第36条関係） ・耐火建築物等としなければならない特殊建築物の対象の合理化（第27条第1項関係） ・長屋又は共同住宅の各戸の界壁に関する規制の合理化（第30条関係） ・防火地域及び準防火地域内の建築物に関する規制の合理化（第61条関係） ・延焼防止性能を有する建築物に関する建蔽率規制の合理化 ・「延焼のおそれのある部分」の定義の見直し（第2条第6号関係） ・吹抜き等の空間を設けた場合における防火区画（面積区画）（令第112条第1項関係） ・特殊建築物等の内装制限（令第128条の5第7項関係） ・避難安全検証法（令第129条及び第129条の2関係） 	<p>■建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）：第21条</p> <p>■建築基準法施行令（昭和二十五年政令第33十八号）：第49条等</p>	<p>■一定の要件を元に3,000㎡の基準の緩和（例5,000㎡）</p>	国土交通省	建築物の防火・避難規定は、国民の生命、財産の保護を回る観点から、在館者の避難安全性はもたらんこと、火災による倒壊、建築物の内部での延焼や建築物の外部への延焼を抑制することを目的としています。 <p>建築基準法第21条第2項については、平成26年の法改正により、延べ面積3,000㎡を超える木造建築物等については、壁や柱などの主要構造部を耐火構造とする以外に、床面積3,000㎡ごと壁等による区画をする設計法も可能としております。</p>	<p>現在3,000㎡を超える木造建築物はH26年の法第21条第2項改正による「壁等」を用いた設計手法やS26年の住防発第14号「みなし別棟」を用いた設計手法等があり、またH30年の法21条第1項改正等近年木造建築の設計手法の採用は増加しています。一方、「壁等」や「みなし別棟」を設けることにより、プラン制限、デザイン自由度、コスト増加等の要因が木造採用のネックとなっております。本提案は、面積緩和と条件としてICT活用による避難ソリューションに加え、延焼防止対策としての外壁緑被対策（灌水・散水設備を消火にも利用）を行うこととし、これらによって環境価値の高い木造建築の拡大に取組みたいと考えています。</p>	国土交通省	ご提案のあった緑被率の規定や散水設備等の消火利用については、建築基準法第21条2項が目的とする周囲への危険防止の効果が現時点で明らかではないため、技術的に安全性を有するか、慎重に検証する必要があります。現行法令では、耐火性能検証法を活用することで建築基準法第21条第2項への適合が可能となるほか、内装制限については、避難安全検証法（R2年度に拡充）を活用することで適用除外とすることが可能です。また、建築基準法第38条に基づき、国土交通大臣が法第21条2項に適合するものと同程度の効力があると認める場合においては特殊の構造方法又は建築材料を活用することができるため、ご参考ください。なお、建築基準法第21条第2項は、在館者の避難安全性の担保を目的とした規定ではない旨ご留意ください。
沖縄県石垣市	16	■IMGの日本版（スポーツパーク）と教育改革（未来都市のグローバル・国際競争力を高めるための手法にスポーツを活用）	<p>■世界屈指の米国IMGの日本版（スポーツパーク）をスパ・シティ構想で展開する。</p> <p>①スポーツ教育機関（中高一貫進学校）のインターナショナルスクール</p> <p>②短期スポーツ留学・短期キャンプのスポーツアカデミー</p> <p>③外国人就労者の門戸を広げるホテル・介護支援養成学校の併設</p> <p>④大胆な教育改革</p>	<p>■日本版IMGにより、スポーツを機軸とした英語教育環境により、国内留学や東南アジア諸国からの日本留学を支援及びホテル・介護支援の外国人就労者の育成支援。</p>	<p>■学校教育法：インターナショナル中高一貫校の一条項の認定（※日本国内ではスポーツ教育カリキュラムのインターナショナルスクールが一条校として認められた前例がない）。</p> <p>■学校教育法施行規則： ①就学期間を9月入学～6月卒業への変更。 ②学習指導要領等に基づく中で、本校独自のカリキュラム編成の幅広い認可。</p>	<p>■学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）：第1条</p> <p>■学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第11号）：第59条、第79条、第104条等</p>	<p>■学校教育法施行規則： ①就学期間4月入学、3月卒業の定めを全校9月入学、6月卒業に変更。 ②教育課程・学習指導要領の中でカリキュラムマネジメントに本校の独自性の認可。例えば、国内外の本校以外の指導者からのリモート授業、英語環境の中でのスポーツ授業と英語授業の同時履修のカリキュラム取得、SDGsを題材にした文理芸術融合のカリキュラム編成の認可。</p>	文部科学省	（インターナショナルスクールの一条校認定及び独自のカリキュラム編成について） 「インターナショナル中高一貫校の一条校の認定」及び「学習指導要領等に基づく中で、本校独自のカリキュラム編成」の示すところが明らかではないため、現時点で明確な回答は難しいですが、独自のカリキュラム編成については、現行制度でも既に、 ・学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導すること ・教育課程特例校制度を活用し、要件を満たした上で、例えば、ある教科等の授業時数を削減して新教科等を創設するなど、特別の教育課程を編成すること が可能となるところ、まずは本提案の実現に向けて、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄及びその理由について、お伺いさせていただきます。（9月入学について） 「秋季入学」は、社会全体に影響を及ぼすものであり、就学前の子供に与える影響や保護者の理解、学校や市町村など現場の負担、在学期間が延びることへの懸念など様々な課題があることを踏まえ、制度として直ちに導入することは想定しておりませんが、継続して検討していくべき課題と認識しております。	<p>本アカデミーはアジア・オセアニア諸国からの留学生50%、日本国内からの留学生50%の人員構成を目指す。そのために、現行の学校教育法に定められる学期制を適用せず、海外からの学生が留学しやすい9月入学とする必要がある。留学生の、卒業後の進路として最も希望が強いのが、米国の大学へ進学希望が考えられるため、同カリキュラム履修者に日本の一条校と同等の卒業資格を付与。</p>	文部科学省	（9月入学について） 「秋季入学」は、社会全体に影響を及ぼすものであり、就学前の子供に与える影響や保護者の理解、学校や市町村など現場の負担、在学期間が延びることへの懸念など様々な課題があることを踏まえ、制度として直ちに導入することは想定しておりませんが、継続して検討していくべき課題と認識しております。
沖縄県石垣市	18	■災害から命を救済デジタル防災サービス（マイ・ハザード）	<p>■有事の際の位置情報利用に関する事前オプトインにより、パーソナライズされた総合防災サービスを提供。家族情報・日頃の行動情報（通勤ルート等）との連携を図り、高齢者、小学生の見守り機能、避難行動要支援者の安否確認など、各市民の活動状況に即した防災・避難情報の提供を実現。（事前オプトイン範囲に基づき、複数地域間での防災・医療・介護情報の連携を図る）</p>	<p>■住民以外の旅行者等が被災した場合や市民が他地域への旅行中に被災した場合にも、病歴や服薬、健康面など配慮が必要な要配慮者であることなど、位置情報と併せて個人の事前オプトイン範囲に基づき、防災・医療・介護情報を連携することで、最適な避難行動を、全ての滞在者に対して支援可能となる自治体における被災者台帳の整備対応や避難行動要支援者名簿の地域間連携にかかる行政コストの増大抑制及び削減効果が見込める。</p>	<p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）に以下の記載がある。 「第9条第2項 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保険、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報と効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」</p> <p>有事の際の位置情報と個人番号に紐づく防災・医療・介護情報の地域間連携まで規制緩和が必要。</p>	<p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）：第9条第2項</p>	<p>■事前オプトインに基づき、有事の際の位置情報と個人番号、病歴や服薬、健康面など配慮が必要な要配慮者であることなど、本人同意の範囲内で防災・医療・介護情報の地域間連携を可能とする。</p>	内閣府	個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人であってもマイナンバー法第19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。 <p>これは、「個人番号は、匿名性、唯一無二性、視認性を有し、「民一民一」で流通するものであるため、より厳格に第三者提供を制限しなければ、不正なデータマッチングが行われる蓋然性が高いからとされる。</p> <p>マイナンバー法第19条16号は、こうした考え方にに基づき、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意を得ることが困難であるとき」について、特定個人情報の第三者提供を認める旨が規定されており、有事の際の特定個人情報の第三者提供を、事前のオプトインに基づき認めることは困難である。</p>	<p>コロナ禍における災害時の避難について、健康面で特に配慮を要する方は、命の危険にさらされるリスクが高まる。</p> <p>旅行者等の住民以外の方々が被災する可能性もあることから、必ずしも避難者の全情報を事前に整理しておくことは困難であり、災害を含む緊急時においてマイナンバーを活用して種々の情報を紐づけて最適な防災・減災活動を行うことは個人側・行政（救助）側双方にとって望ましいことであり、そのため事前にマイナンバー及びマイナンバーに紐づく情報を共有しておき、「いざというとき」にだけ活用する事前のオプトインを行うことは、公共の福祉の増進に資すると考えている。</p>	デジタル庁	マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保険、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報と効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。 <p>また、同法第19条16号は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意を得ることが困難であるとき」について特定個人情報の提供を認める旨が規定されている。</p> <p>ご提案の実現に当たっては、これらの規定の活用を検討いただきたい。</p>